

佐賀県告示第 649 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 29 年 12 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
武雄市 山内町 大字鳥海	北中 2-1 (421 I-029_1) 北中 2-2 (421 I-029_2) 小川内 2 (421 II-116) 小川内 3-1 (421 II-117_1) 小川内 3-2 (421 II-117_2) 小川内 3-3 (421 II-117_3) 悟心庵 (421 II-118) 寺ノ前 3 (421 II-119) 寺ノ前 2 (421 II-120) 寺ノ前 1 (421 II-121) 館 (421 II-182) 栗林 3 (421 II-183) 栗林 2 (421 II-184) 栗林 1-1 (421 II-185_1) 栗林 1-2 (421 II-185_2) 樋ノ谷 (421 II-186) 前田-1 (421 II-201_1) 前田-2 (421 II-201_2) 駄地山 (421 II-202) 祭手山 1 (421 II-204) 祭手山 2-1 (421 II-205_1) 祭手山 2-2 (421 II-205_2)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

牛古場川 (421 I -026)	土石流
大石川 (421 I -027)	
樋ノ谷川 1 (421 I -028)	
グミノ木川 (421 II -058)	
中原川 (421 II -064)	
寺ノ前川 1 (421 II -065)	
寺ノ前川 2 (421 II -066)	
寺ノ前川 3 (421 II -067)	
祭手山川 1 (421 II -068)	
祭手山川 2 (421 II -069)	
川良川内川 (421 II -070)	
前田川 (421 II -071)	
上駄地川 (421 II -072)	
駄地川 (421 II -073)	
樋ノ谷川 2 (421 II -074)	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)